

マネジメントシステム

ダイヤモンドシティのCSR活動と事業活動とは、密接に関連しています。そのため双方の推進スピードを高め、企業価値の向上につなげるためには、堅牢なマネジメントシステムの構築が必要不可欠であると認識しており、日々その充実・強化に取り組んでいます。

◎ 企業価値向上のための コーポレート・ガバナンス

ダイヤモンドシティは、「私達は、商業専門ディベロッパーのパイオニアとしての誇りを持ち、地域社会の発展とお客さまの生活文化の向上に貢献する企業として、ショッピングセンターの創造に挑戦し続けます。」を経営理念とし、事業規模の一層の拡大とサービスの質的向上をめざし中期経営計画を現在推進しています。これら経営理念の実現と経営計画の円滑な推進を図り、企業価値の継続的な向上を果たしていくため、コーポレート・ガバナンスの継続強化を経営の重要課題の一つと考えており、経営環境の変化に対する迅速な対応とともに、ステークホルダーに対して説明責任を果たし倫理観の高い企業風土を醸成し続けることに注力しています。

またダイヤモンドシティでは、生活者のニーズの変化が激しい経営環境下において、生活者視点に立ったSCの開発・管理・運営を機動的に実施していく必要があります。また事業活動がCSR活動に密接に関連しているため、取締役が経営および業務執行上の重要事項の決定に関与すべきであると考えています。そのためコーポレート・ガバナンス体制は、業務執行者を兼務する取締役が互いに連携して業務を遂行することが重要である一方、取締役による相互監視と監査役による経営の監査を行う体制が望ましいと考えており、監査役制度を採用した上で社外役員を選任する形としています。2006年5月18日現在、取締役11名の内、社外取締役は2名となっており、監査役は4名全員が社外監査役で常勤監査役が1名となっています。この他、環境変化への迅速な対応を図るとともに経営判断の透明性を高めるため、社長諮問機関として、常勤役員等による経営会議を毎週月曜日に開催しています。

◎ 内部統制システムの 強化に着手

ダイヤモンドシティでは、2006年5月18日の取締役会において、今後、内部統制システムの整備・強化を図ることを目的に、内部統制への基本方針策定について決議しました。これまでもダイヤモンドシティでは、コンプライアンスの強化、内部監査の充実、財務情報の信頼性確保、経営危機管理、個人情報管理の実践などに力を入れてきましたが、今後は、これらを有機的に機能させ、経営理念の実現や経営計画の達成に向けた戦略遂行等をより確実に実現するための体制やプロセス(内部統制システム)の確立をめざしていきます。

現段階では、職務権限の明確化やチェック機能の強化、部門間の牽制機能の強化、情報セキュリティ強化のために必要な体制、業務プロセスの書面化の方法等について、ダイヤモンドシティの持つ企業理念や業務特性に応じた、あるべき姿の検討を進めています。また、これらの運用・管理のモニタリングを行う監査部の機能につきましても、その権限の拡大と独立性の確保、公認会計士等外部機関とのより緊密な連携を可能とする体制整備などを進めています。

◎ コンプライアンス体制の充実

ダイヤモンドシティでは、「経営理念」に応じて社内規程を定め、適法かつ公正な事業活動の推進に努めています。また別途「行動規範」を定め、全役職員に周知徹底を図っています。この他コンプライアンス委員会を設置し、全役職員の企業活動における法令順守および倫理性の向上に努めています。コンプライアンス体制の特徴としては、各本部およびSCにコンプライアンスオフィサーを設置し全社的な浸透の実効性を高めるとともに、監視システムとして顧問弁護士宛ホットラインを設けています。

役員報酬の限度額は株主総会で定められており、2006年2月期の支払実績は下表のとおりです。

◆役員報酬の内容 区分	取締役		監査役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
定款または株主総会決議に基づく報酬	14名	122	4名	14	18名	136
利益処分による役員賞与	10名	41	4名	5	14名	47
株主総会決議に基づく退職慰労金	2名	8	—	—	2名	8
計	—	172	—	19	—	192

- 上記金額のほか、使用人兼務役員の使用人給与相当額(賞与も含む)は25百万円です。
 - 期末日現在、取締役は11名、監査役は4名です。
 - 2001年5月30日第32回定時株主総会決議による取締役報酬限度額は年間200百万円(使用人兼務役員の使用人部分を除く)、監査役報酬限度額は年間30百万円です。
- 支給額
単位：百万円

情報開示

ダイヤモンドシティでは、法令で定められた情報開示実施はもちろん、ステークホルダーの皆さまからの理解と信頼を獲得するため、積極的に広報活動やIR活動を実施しています。特に最近では、ホームページを活用した適かつ迅速な情報開示に努めています。

また、2006年4月1日の公益通報者保護法施行にあわせ関連規程を整備し、これにより、テナントで働く方々からの通報を法律に則って対処していくことが可能となりました。

なお、ダイヤモンドシティでは、1999年3月12日、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会宛てに「宣言」を提出し、反社会勢力との取引禁止を社内外に明言しています。

財務情報のより高い信頼性確保のための取り組み

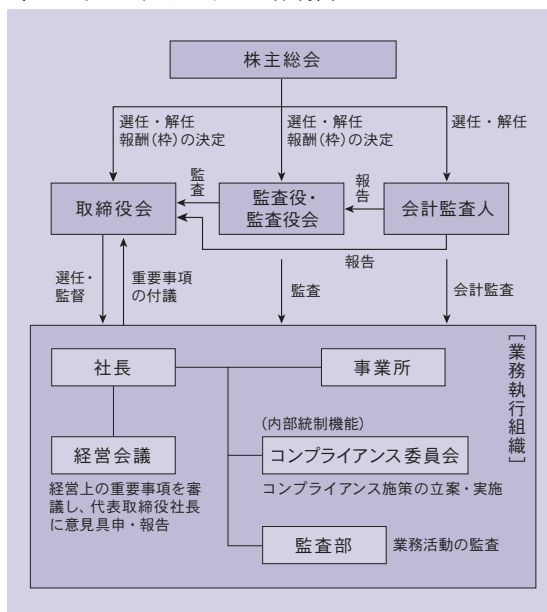
財務情報の開示にあたっては、会計基準に準拠して作成するとともに、監査部によるモニタリング、独立監査法人による監査の実施により、その信頼性を高めることに努めています。また、2005年2月には、東京証券取引所に対し、会社情報の適時開示にかかる社内体制の充実に努めることなどについて宣誓書を提出しています。

リスク管理の徹底

SCの開発・管理・運営といった業務特性から、ダイヤモンドシティは、生活者ニーズの変化や競合他社との競争、金利や原価の上昇、保有資産価値の変動、法制変更などのリスクにさらされています。またこれらだけでなく、事業活動を進めていく上では、コンプライアンス、情報管理、自然災害などの様々なリスクも存在しています。

ダイヤモンドシティでは、こうしたリスクへの認識を高め、適切に対処していくため、年度毎に作成される事業計画において、各部署のかかえるリスクを洗い出すとともに、その対処方法の改善を図っています。また、『経営危機管理規程』を別途定め、経営危機が発生した際の会社へのダメージを最小化することに努めています。

◆コーポレート・ガバナンス体制図



◆コンプライアンス体制図(矢印は相談ルート)

